

「山梨県現任介護職員等研修支援事業」Q & A

Q 1 代替職員は、直接雇用ではなく派遣会社からの派遣職員でも事業の対象になりますか？

A 1 派遣職員の人件費を介護サービス事業所等で負担していれば、対象になります。

Q 2 研修の代替職員として、既に雇用しているパート職員の勤務日数を増やして対応した場合は、事業の対象とすることができますか？

A 2 研修の代替職員として勤務日数を増やしたことが確認できれば対象とすることができます。

(例) パート職員 A (週 3 日勤務) について、研修・代替職員雇用計画の対象期間内に、現任介護職員の研修参加の代替職員として週 4 日勤務に切り替えた場合。

研修の代替職員としての増加分 (週 1 日分) の人件費について、当該計画対象期間内の雇用期間の人件費を助成金の対象とすることが出来ます。
(研修の代替職員として、週 1 日勤務のパート職員 B を雇用したのと同じであるため。)

Q 3 助成金事業実績報告書に添付する研修参加したことが分かる書類ですが、研修修了証が発行されない研修の場合はどうしたらいいですか？

A 3 研修当日の配付資料を添付するか、任意の研修参加証明書を研修主催者からもらって下さい。研修参加証明書の参考様式については、(公財)介護労働安定センター山梨支部にお問い合わせ下さい。山梨県現任介護職員等研修支援事業のホームページにも参考様式を掲載しています。